

1 会費前納制度の見直しについて

会費前納制度は、一定の金額を納めていただきましたら、その金利を会費に充当するとの考えでスタートしております。しかし、バブル経済の崩壊によって利子を生まなくなり資金の取り崩しによって賄ってきましたが、とうとう資金の底がついてしまう状況となりましたため、やむ無く今般、会費前納制度を見直しさせていただきたいというものでございます。

会費前納者の方々には、誠に申し訳ございませんが、選挙権、被選挙権、アワード、コンテスト、各種の行事に参加することなどは現在の通り継続させていただきますが、一定の期間経過後は、QSL の転送と機関誌の送付は中止させていただきたいと考えております。なお、QSL の転送を御希望の場合は、3,600 円（年額）を頂戴したいと考えております。

バブル経済の崩壊やゼロ金利時代の到来は、誰にも予想することはできなかったとは言え、会費前納者の方々に深くお詫び申し上げ、JARL の維持・運営のためにご承諾をお願いする次第でございます。

2 1200MHz の周波数の状況について

電波利用の優先権は、国が定めた「周波数割当原則」に、第一次割当、第二次割当と定められています。これにより電波の使用は、第一次割当の局に優先権があるとされ、第二次割当の局は第一次割当の局に混信妨害等を与えないようにしなければなりません。

アマチュア局が使用している 1200MHz の周波数は、衛星通信、レピータ、テレビ、高速データ、電信・電話、VoIP など様々な利用をしていますが、第二次割当です。

日本では、社会活動の活発化、電子技術の高度化などに伴って、あらゆる分野で電波の利用が図られてきたことから無線局数は既に 1 億 4,000 万局を超えていて、電波が極めて逼迫した状態になってきております。

このような状況の中、1200MHz 帯の周波数の第一次割当の局として、800MHz の電波を使っていた放送番組の素材を伝送する放送事業用無線局（FPU：Field Pick-up Unit）が平成 26 年度から 1200MHz 帯の周波数を利用することとなりましたし、政府が国家プロジェクトとして閣議決定をして平成 29 年度中に 3 基の準天頂衛星が打ち上げられ、1200MHz 帯の周波数の電波を使って測位業務を平成 30 年度から実施することとなりました。

これらの運用に伴って二次割当であるアマチュア局には、次の対応が求められることになりました。

- ① 大規模マラソン大会等での FPU の運用に干渉妨害を与える可能性のある 1200MHz のレピータ局には数日間運用を控えていただくことがある。
- ② 準天頂衛星による測位業務に支障を及ぼさないようにするために新規の 1200MHz のレピータ局の開局は差し控えるとともに、1200MHz のレピータ局は実用衛星打ち上げ時まで 1W 以下にする。また、運用実績の少ない 1200MHz のレピータ局は廃止していただく。

などのことが求められてきています。

FPU は、電波法第 108 条の 2 の規定による重要無線妨害対策の無線局であり、測位衛星の業務は閣議決定に基づき国として産学官が取り組んでいる事項ですから、妨害を与えることは決して許されるものではありません。電波社会の一員として一次業務の局への妨害を与えないように対応していく必要があると考えております。

（以上）